

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(事務所の所在地)</p> <p>第2条 この法人の事務所は、<u>神奈川県横浜市西区桜木町7丁目42番地</u>に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、<u>学校教育を行う</u>ことを目的とする。</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>八洲学園大学</u> 通信教育課程 生涯学習学部 2 <u>八洲学園高等学校</u> 通信制課程(広域)普通科 3 <u>八洲学園国際高等学校</u> 通信制課程(広域)普通科 4 <u>ヤシマ女子専門学校</u> 家政専門課程 5 <u>天理経理専門学校</u> 経理専門課程 6 <u>八洲学園高等専修学校</u> 経理高等課程 7 <u>西日本柔道整復専門学校</u> 医療専門課程 商業実務専門課程 	<p>(事務所の所在地)</p> <p>第2条 この法人の事務所は、<u>大阪市中央区玉造1丁目3番15号</u>に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、<u>高等学校、専修学校及び各種学校を設置</u>することを目的とする。</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 (略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>八洲学園高等学校(高等学校)</u> 設置課程 通信制課程(広域)普通科 所在地 <u>堺市鳳中町7丁目2番地の3</u> 2 <u>八洲学園国際高等学校(高等学校)</u> 設置課程 通信制課程(広域)普通科 所在地 <u>沖縄県国頭郡本部町字備瀬 1249番地</u> 3 <u>ヤシマ女子専門学校(専修学校)</u> 設置課程 家政専門課程 所在地 <u>天理市川原城町651番地</u> 4 <u>天理経理専門学校(専修学校)</u> 設置課程 経理専門課程 所在地 <u>天理市川原城町651番地</u> 5 <u>八洲学園高等専修学校(専修学校)</u> 設置課程 経理高等課程 所在地 <u>堺市鳳中町4丁目1番地</u> 6 <u>西日本柔道整復専門学校(専修学校)</u> 設置課程 医療専門課程・商業実務専門課程 所在地 <u>大阪市中央区玉造 1丁目3番15号</u>

(理事会)

第 9 条 (略)

- 3 理事会に議長を置き、理事長を以ってあて
る。
- 4 (略)
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、
会議開催の場所及び日時並びに会議に付
議すべき事項を 7 日前までに通知しなけ
ればならない。但し、緊急を要する場合は
この限りではない。
- 6 理事会は、理事の過半数の出席がなければ
その会議を開き議決することができない。
但し、第 9 項の規程による除斥のため過半
数に達しない場合は、この限りではない。
理事会の議事は、法令に別段の規定がある
場合を除くほか、理事の過半数で決し、可
否同数の時は議長の決するところによる。
- 7 前項において、理事会に付議される事項に
つき、あらかじめ意思を表示した者は、出
席者とみなす。
- 8 理事長が第 4 項の規程による招集をしな
い場合には、招集を請求した理事全員が連
名で理事会を招集することができる。この
場合における理事会の議長は、出席理事の
互選によって定める。
- 9 理事会の決議について、直接の利害関係を
有する理事は、その議決に加わることがで
きない。

(理事の代表権の制限)

第 1 1 条 (略)

(理事長の業務の代理又は代行)

第 1 2 条 (略)

(理事会)

第 6 条 (略)

- 3 理事会に議長を置き、理事長を以ってあて
る。理事長に事故があるときは、第 8 条を
準用する。
- 4 (略)
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ
その会議を開き議決することができない。
但し、当該議事につき書面を以ってあらか
じめ意見を表示した者は出席者とみなす。
理事会の議事は、法令に別段の規定がある
場合を除くほか、理事の過半数で決し、可
否同数の時は議長の決するところによる。

(理事の代表権の制限)

第 7 条 (略)

(理事長の業務の代理又は代行)

第 8 条 (略)

(理事の選任)

第6条 (略)

- 1 この法人が設置する学校の学長、校長のうちから理事会において選任された者1名以上3名以内
 - 2 評議員のうちから評議員の互選によって定められた者3名以上4名以内
 - 3 前1号及び2号に規定する理事の過半数を以って選任された者1名以上2名以内
- 2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第7条 監事は、この法人の理事又は教職員以外の者のうちから評議員の意見を聞いて理事会において選任する。

- 2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - 1 この法人の財産の状況を監査すること。
 - 2 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 3 この法人の財産状況又は理事の業務執行状況について監査の結果、不整の点があることを発見した時、これを所轄庁又は評議員会に報告すること。
 - 4 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - 5 学校法人の財産の状況、又は理事の業務執行状況について理事に意見を述べること。

(理事の選任)

第9条 (略)

- 1 八洲学園高等学校長 八洲学園国際高等学校長 ヤシマ女子専門学校長 天理経理専門学校長 八洲学園高等専修学校長 西日本柔道整復専門学校長のうちから3名以内
 - 2 評議員のうちから評議員の互選によって定められた者3名以上5名以内
 - 3 前1号及び2号に規定する理事の過半数を以って選任された者2名以内
- 2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第10条 監事は、評議員の意見を聞いて理事会において選任する。

(理事長の職務)

第10条 理事長は、法令及びこの寄附行為に規程する職務を行い、この法人内部の事務を統括し、この法人の業務について、この法人を代表する。

(役員任期)

第8条 役員(第6条第1項第1号に規定する理事を除く、この条中以下同じ)の任期は4年とし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 (略)

3 (略)

(議事録)

第13条 議長は、理事会開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には出席理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(評議員会)

第14条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、11名以上19名以内の評議員を以って組織する。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を7日前までに通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することが出来ない。但し、当該議事につき、あらかじめ

(役員任期)

第11条 役員(第9条第1項第1号に規定する理事を除く、この条中以下同じ)の任期は4年とし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は前任者の残任期とする。

2 (略)

3 (略)

(評議員会)

第12条

評議員会は、15名以上19名以内の評議員を以って組織する。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 評議員会は、評議員過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することが出来ない。但し、当該議事につき書面を以ってあ

意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 (略)

9 (略)

(議事録)

第15条 第13条の規程は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席理事全員」とあるのは、「議長及び出席評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

第13条削除

(諮問事項)

第16条 (略)

- 1 予算、借入金(当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

らかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

6 (略)

7 (略)

(議決事項)

第13条 第29条第1項に規定する場合のほか、以下に掲げる事項については評議員会の議決を要す。

- 1 予算、借入金(当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く)基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 2 予算以外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 3 寄附行為の変更
- 4 合併
- 5 目的たる事業の成功に因る解散
- 6 解散(合併又は破産による解散を除く)をした場合における残余財産の帰属者選定

(諮問事項)

第14条 (略)

<p>2 <u>予算外の新たな義務の負担、又は 権利の放棄</u></p> <p>3 <u>寄附行為の変更</u></p> <p>4 <u>合併</u></p> <p>5 <u>学長、校長の任免</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p style="text-align: center;">5号 削除</p> <p>9 <u>収益事業に関する重要事項</u></p> <p>10 <u>目的たる事業の成功の不能による 解散</u></p> <p>11 <u>解散(合併又は破産による解散を 除く)をした場合における残余財 産の帰属者選定</u></p> <p>12 (略)</p> <p>(評議員会の意見具申等)</p> <p>第17条 <u>評議員会は、この法人の業務若しくは財産 の状況又は役員の業務執行状況について、 役員に対して意見を述べ、若しくはその諮 問に答え、又は役員から報告を徴すること ができる。</u></p> <p>(評議員の選任)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>1 <u>この法人が設置する学校の学長、校長 のうちから理事会において選任され た者3名以上5名以内</u></p> <p>2 この法人の職員(この法人の設置する 学校の教員、その他職員を含む、この 条中以下同じ)のうちから理事会にお いて選任された者 <u>1名以上2名以内</u></p>	<p>1 校長の任免</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>学則の決定、変更</u></p> <p>6 (略)</p> <p>(評議員の選任)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>1 <u>八洲学園高等学校長 八洲学園国際 高等学校長 ヤシマ女子専門学校長 天理経理専門学校長 八洲学園高等 専修学校長 西日本柔道整復専門学 校長</u></p> <p>2 この法人の職員(この法人の設置する 学校の教員その他職員を含む、この条 中以下同じ)のうちから理事会におい て選任された者 <u>1名以上5名以内</u></p>
--	---

3 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25才以上の者のうちから理事会において選任された者 1名以上3名以内

4 (略)

5号 削除

5 この法人に関係のある学識経験者で、前4号に規定する評議員の過半数以上を以って選任された者 3名以上4名以内

2 前項第1号、第2号、第4号に規定する評議員は、学長、校長及びこの法人の職員又は理事の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第19条 評議員(前条第1項第1号に規定する評議員を除く、この条中以下同じ)の任期は4年とする。但し、欠員が生じた場合補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 (略)

3 (略)

(資産)

第20条 この法人の資産は、財産目録記載の通りとする。

第1号～第6号削除

3 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25才以上の者のうちから理事会において選任された者 1名以上4名以内

4 (略)

5 この法人の設置する学校の在学者の父母若しくは保護者の内から理事会において選任された者 2名以内

6 この法人に関係のある学識経験者で、前5号に規定する評議員の過半数以上を以って選任された者 1名以上5名以内

2 前項第1号、第2号、第4号、第5号に規定する評議員は、八洲学園高等学校長 八洲学園国際高等学校長 ヤシマ女子専門学校長 天理経理専門学校長 八洲学園高等専修学校長 西日本柔道整復専門学校長及びこの法人の職員理事又は父母若しくは保護者の職又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第16条 評議員(前条第1項第2号に規定する評議員を除く、この条中以下同じ)の任期は4年とする。但し、欠員が生じた場合補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 (略)

3 (略)

(資産)

第17条 この法人の資産は、次の通りとする。

1 財産目録記載の財産

2 授業料及び入学金

3 資産から生じる果実

(資産区分)

第21条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産及び収益事業用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第22条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し又担保に供してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは理事の3分の2以上の議決を得てその一部に限り

4 収益事業から生じる収入

5 寄附金品

6 その他の収入

(資産区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、私立学校法施行細則(以下「法施行規則」という)第3条第2項の規定による区分に従い別紙財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産を以って構成する。

3 運用財産は、法施行規則第3条第2項の規定による区分けに従い別紙財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に繰入された財産その他基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 収益事業用財産は、法施行規則第3条の2の規定による区分けに従い将来収益事業用財産に繰入された財産を以って構成する。

5 寄附金については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産、または収益事業用財産に繰入する。

(基本財産等の処分の制限)

第19条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し又担保に供してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは理事の3分の2以上の同意を得てその一

<p>処分することができる。</p> <p>(運用財産たる現金の運用)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>(経費の支弁)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>(会計)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p><u>2 学校会計は学校法人会計基準による。</u></p> <p>(予算)</p> <p><u>第26条</u> 予算は毎会計年度開始前に理事長において作成し、理事の3分の2以上の<u>議決</u>がなければならない。</p> <p>(決算)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>(予算以外の新たなる職務の負担又は権利の放棄)</p> <p><u>第28条</u> 予算を以って定めるものは除くほか、新たに職務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事の3分の2以上の<u>議決</u>がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く)についても同様とする。</p> <p>(財産目録等の備付)</p> <p><u>第29条</u> <u>財産目録、貸借対照表及び収支計算書は毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を付して、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。</u></p> <p>(資産総額の変更登記)</p> <p><u>第30条</u> <u>資産総額の変更は、毎会計年度の現在により会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。</u></p> <p>(会計年度)</p> <p><u>第31条</u> <u>会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。</u></p> <p><u>第6章</u> (略)</p>	<p>部に限り処分することができる。</p> <p>(運用財産たる現金の運用)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(経費の支弁)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(会計)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p>(予算)</p> <p><u>第23条</u> 予算は毎会計年度開始前に理事長において作成し、理事の3分の2以上の<u>同意</u>がなければならない。</p> <p>(決算)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>(予算以外の新たなる職務の負担又は権利の放棄)</p> <p><u>第25条</u> 予算を以って定めるものは除くほか、新たに職務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事の3分の2以上の<u>同意</u>がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く)についても同様とする。</p> <p><u>第5章の2</u> (略)</p>
---	---

<p>(種類)</p> <p><u>第32条</u> (略)</p> <p>(事業理事)</p> <p><u>第33条</u> 理事のうち1名は、<u>事業理事</u>として前条の規定によって行う<u>収益事業</u>について業務を掌握し、その法人を代表する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(収益の使用)</p> <p><u>第34条</u> <u>第32条</u>の規定によって行う収益事業から生ずる収益は、これを基本財産又は運用財産に繰入れ、この法人の設置する学校の経営のために使用しなければならない。</p> <p><u>第7章</u> (略)</p> <p>(解散)</p> <p><u>第35条</u> この法人は、<u>私立学校法第50条第1項第2号から第6号までに掲げる事由</u>によるほか、<u>あらかじめ評議員会の意見を聞いた上、理事の3分の2以上の議決</u>によって解散する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 目的たる事業の成功の不能による解散は、<u>あらかじめ評議員会の意見を聞いた上、理事の3分の2以上の議決</u>がなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p><u>第36条</u> 解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産は、その他の学校法人、その他の教育の事業を行う者のうち</p>	<p>(種類)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p><u>の1</u></p> <p>(事業理事)</p> <p><u>第25条</u></p> <p><u>の2</u> 理事のうち1名は、<u>事業理事</u>として前条の規定によって行う<u>不動産賃貸業</u>について業務を掌握し、その法人を代表する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(収益の使用)</p> <p><u>第25条</u></p> <p><u>の3</u> <u>第25条の1</u>の規定によって行う収益事業から生ずる収益は、これを基本財産又は運用財産に繰入れ、この法人の設置する学校の経営のために使用しなければならない。</p> <p><u>第6章</u> (略)</p> <p>(解散)</p> <p><u>第26条</u> この法人は、<u>私立学校法第50条第1項第2号から第6号までに掲げる事由</u>によるほか、<u>理事の3分の2以上の同意及び評議員会の議決</u>によって解散する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 目的たる事業の成功の不能による解散は、<u>理事の3分の2以上の同意</u>がなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(残余財産の帰属)</p> <p><u>第27条</u> 解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産は、その他の学校法人、その他の教育の事業を行う者</p>
--	---

<p>から、<u>あらかじめ評議員会の意見を聞いた上、理事の3分の2以上の議決によって認定されたものに帰属する。</u></p> <p>(合併)</p> <p><u>第37条</u> 合併しようとする時は、<u>あらかじめ評議員会の意見を聞いた上、理事の3分の2以上の議決がなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>第8章</u> (略)</p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p><u>第38条</u> この寄附行為を変更しようとする時は、<u>あらかじめ評議員会の意見を聞いた上、理事の3分の2以上の議決がなければならない。</u></p> <p>2 寄附行為の変更は、<u>所轄庁の認可を受けなければその効力を生じない。但し、届出事項に関しては、その限りではない。</u></p> <p><u>第9章</u> (略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p><u>第39条</u> (略)</p> <p>(施行細則)</p> <p><u>第40条</u> (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 年 月 日)から施行する。</u></p>	<p>のうちから、<u>理事の3分の2以上の同意によって認定されたものに帰属する。</u></p> <p>(合併)</p> <p><u>第28条</u> 合併しようとする時は、<u>理事の3分の2以上の同意及び評議員会の決議がなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>第7章</u> (略)</p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p><u>第29条</u> この寄附行為を変更しようとする時は、<u>理事の3分の2以上の同意及び評議員会の決議がなければならない。</u></p> <p>2 寄附行為の変更は、<u>所轄庁の認可を受けなければその効力を生じない。</u></p> <p><u>第8章</u> (略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p> <p>(施行細則)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p>
---	--